

磐田市建設業関連業務委託競争契約入札心得

平成22年 3月23日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、調査、設計、測量等の建設業関連業務委託（以下「委託」という。）の契約について、市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号。以下「契約規則」という。）第15条第3項第2号の規定に基づき、免除する。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出を行うものとする。

(1) 入札書による入札（以下「紙入札」という。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める届出

ア 入札執行前 入札辞退届（様式第1号）を直接持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する届出

イ 入札執行中 入札箱に入札辞退届又はその旨を明記した入札書を投入する届出

(2) 電子入札による入札の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める届出

ア 入札締切日時前 電子入札システムによる入札辞退の届出又は発注者の承諾を得た紙入札の入札辞退届による届出

イ 入札締切日時後 開札時間前までにやむを得ないと認められる理由により辞退す

る場合は、電子入札システムによる参加資格喪失の届出又は参加資格喪失届（様式第2号）による届出

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第6条 入札書又は見積書は、入札書（様式第3号）又は見積書（様式第4号）により作成し、封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書（見積書）在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 入札書又は見積書は、入札担当課においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便又は信書便法第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして市長が定めるものをもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に「番号、何々業務委託入札書（見積書）在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名を記載し、入札担当課あての親展で提出しなければならない。

3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札書の書換え等の禁止）

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第8条 指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 指名競争入札にあつては、入札者が1人のときは、開札しない。ただし、指名競争入札以外の入札にあつては、この限りでない。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札による入札の場合であつて、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせないことができる。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価

格をもって入札した者を落札者とする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、当該入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第10条第1号から第3号まで及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第14条 開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムにより通知する。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書(様式第5号)を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、落札者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第16条 契約書の作成を省略する場合は、業務委託請書(様式第6号)を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第17条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約が確定する。

(契約保証金)

第18条 契約保証金は、契約規則第32条第3項第3号に基づき、免除する。

(異議の申立て)

第19条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第20条 この告示は、随意契約について準用する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日告示第72号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日告示第58号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日告示第51号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日告示第55号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月14日告示第17号)

この告示は、公示の日から施行する。